

泉佐野レンタサイクル利用規約

第1条（目的）

本事業は、観光客や来訪者等の移動手段の提供を通じて、地域の回遊性向上及び観光振興を図ることを目的とする。

第2条（利用対象）

利用対象は中学生以上とし、未成年者の利用にあたっては、保護者の同意を得たものとする。

第3条（基本料金および支払い方法）

- 1 基本料金は、1日1台につき300円（税込）とする。
- 2 支払方法は、現金払いのみとする。
- 3 利用開始後に返金はできません。

第4条（利用方法）

- 1 利用者は、所定の利用承認申請書および同意書に必要事項をご記入の上、貸出時にマイナンバーカードや運転免許証、学生証等の本人確認書類を提示し、係員による確認を受けること。
- 2 利用証（パス）による利用の場合は、利用証を提示し、係員による確認を受けること。

第5条（返却および未返却の取り扱い）

- 1 利用期限は、貸出当日の17時までとする。
- 2 返却場所は、係員が指定する場所とする。
- 3 特別の事情もなく期限までに返却がない場合は未返却として取扱いし、期限の翌日から1日あたり500円の追加料金を支払うこと。
- 4 返却場所以外への返却（以下「乗り捨て」という）が確認された場合は、当該自転車が回収されるまでの期間を未返却期間とし、第3項の追加料金に加え、次の費用を支払うこと。
 - (1) 管理・改修等に係る対応費用 2,000円
 - (2) 回収・移動・撤去等に要した費用 実費相当額

第6条（自転車の故障・損傷）

- 1 通常の使用による故障や経年劣化については、利用者の負担はありません。
- 2 利用期間中に自転車に異常または故障が生じた場合は、直ちに使用を中止し、下記問い合わせ先の【レンタサイクル貸出・返却窓口】に連絡を行い、係員の指示に従うこと。
- 3 前項の場合において、係員の指示に従わず使用を継続した場合は、故障・損傷の程度を拡大させたと判断し、その修理に要した実費相当額を支払うこと。

- 4 利用者の故意または過失（軽過失を含む）により自転車に故障または損傷が生じた場合は、修理または交換に要する実費相当額を支払うこと。

第7条（付属品の紛失・破損）

付属品を紛失・未返却・破損した場合は、交換料金として次の費用を支払うこと。

- (1) ヘルメット 3,000円
- (2) チェーンロック 1,500円

第8条（禁止事項）

利用者は、次の行為を行ってはなりません。

- 1 道路交通法その他関係法令に違反する行為
- 2 酒気帯び運転、二人乗り、ながら運転、傘をさしての運転等その他な危険な運転行為
- 3 歩行者の通行を妨げる走行
- 4 自転車および付属品の改造、転貸または第三者への使用許可
- 5 危険な場所または不適切な場所での利用
- 6 その他、事業者が安全上不適切と判断する行為

第9条（利用の取り消し）

事業者は、利用者が本規約に違反した場合、または安全な利用が困難であると判断した場合には、事前の通知なく、当該利用を取り消し、自転車の返却を求めることができるものとする。

第10条（利用中の事故・責任）

- 1 利用者の故意または過失（軽過失を含む）により生じた事故・損害・示談等について、事業者は責任を負いません。
- 2 利用期間中に事故等にあつた場合は、直ちに管轄する警察署に届け出をし、法令で定められた処置を取るとともに、下記問い合わせ先の【レンタサイクル貸出・返却窓口】に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告すること。
- 3 事業者の責任に起因する場合は、利用者は責任を負いません。

第11条（規約の順守）

利用者は、本規約および別途定める同意書の内容を理解し、これを厳守すること。

第12条（その他）

本規約に定めない事項については、事業者は別に定め、掲示等により周知すること。